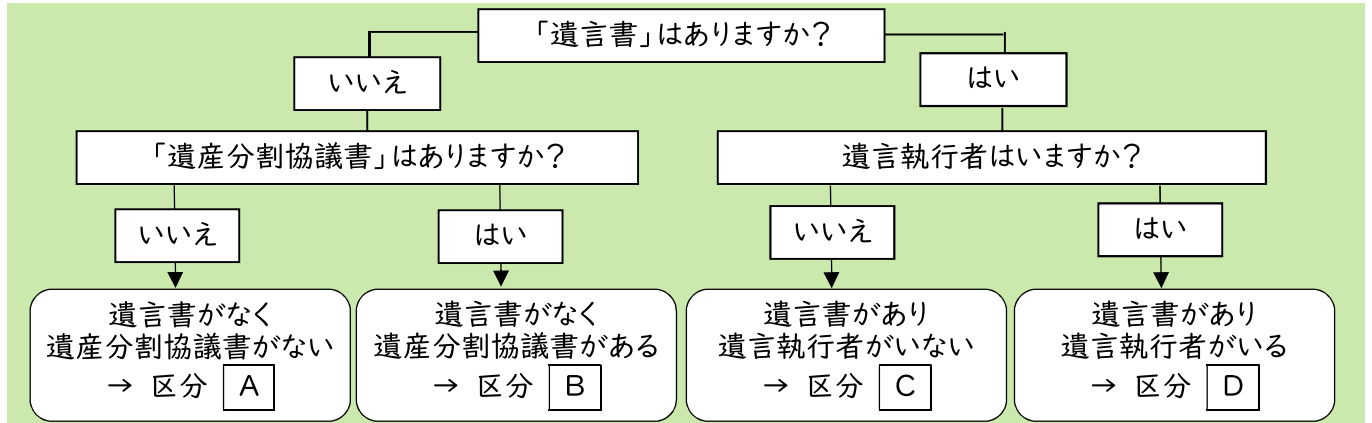


## 相続手続における必要書類のご案内

相続手続において必要となる書類をご案内します。下記フロー図をご確認ください。



区分				必要書類	補足説明	入手先	確認
A	B	C	D				
○	○	○	○	相続手続依頼書	相続人さまにご記入いただきます	金融機関	□
○	○	○	○	相続預金の通帳・証書 貸金庫の鍵・カード等	紛失されている場合は窓口にお申出ください	相続人さま	□
○ <small>注1</small>	○ <small>注1</small>	○ <small>注2</small>		法定相続情報一覧図	本書面をご用意いただければ被相続人と相続人の戸籍謄本等は不要です	法務局	□
○ <small>注1</small>	○ <small>注1</small>	○ <small>注2</small>		被相続人(亡くなられた方)の戸籍謄本、除籍謄本	出生から死亡までの連続した謄本(相続人さまの特定資料として)	市区町村役場	□
○ <small>注1</small>	○ <small>注1</small>	○ <small>注2</small>		相続人さま全員の戸籍謄本(全部事項証明書) <small>注3</small>	現在の全部事項証明書	市区町村役場	□
○	○			相続人さまの印鑑登録証明書	相続人さま全員のもの(発行後6ヶ月以内)	市区町村役場	□
	○			遺産分割協議書	法定相続人全員のご署名・ご捺印があるもの	相続人さま	□
		○	○	遺言書	自筆証書遺言または公正証書遺言	相続人さま	□
		○	○	検認済証明書または検認調書	自筆証書遺言の場合	家庭裁判所	□
			○	遺言執行者の選任審判書謄本	家庭裁判所で遺言執行者が選任された場合	家庭裁判所	□
		○	○	被相続人(亡くなられた方)の戸籍謄本または除籍謄本	お亡くなりになられたことの確認書類として	市区町村役場	□
			○	遺言執行者の印鑑登録証明書	遺言執行者がいる場合(発行後6ヶ月以内)	市区町村役場	□
		○		受遺者(遺言により遺産を取得される方)の印鑑登録証明書	(発行後6ヶ月以内)	市区町村役場	□

(注1) 戸籍謄本等は、法務局から発行される法定相続情報一覧図の写しで代替することも可能です。

(注2) 受遺者が法定相続人の場合、当該受遺者が法定相続人であることを確認できるもの。

遺産を取得しない法定相続人、法定相続人以外の受遺者の戸籍謄本は不要です。

(注3) 下記に該当する場合は不要です。

・被相続人さまと同一の戸籍にいる方

・被相続人さまの戸籍から結婚等で除籍されたが、現在の姓が被相続人さまの戸籍から確認できる方

※相続放棄された方がいる場合は家庭裁判所の相続放棄申述受理証明書をご提出ください。

※家庭裁判所の調停または審判により遺産を分割される場合は、調停調書謄本または審判書謄本と確定証明書をご提出ください。

※上記書類はすべて原本をご提出ください。原本を必要とされる場合は、コピーをした後に返却いたします。

※書類が整っていても、お手続きできない場合もございます。

※被相続人さまのお取引内容によっては、こちらに掲載の書類以外にも必要になる場合がございます。

【群馬県内の一部金融機関で相続手続に必要な書類を統一しています】  
株式会社群馬銀行・しののめ信用金庫・桐生信用金庫・高崎信用金庫

